平成30年

上尾市教育委員会5月定例会 議案資料

目 次

議案第27号 資料	上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一
	部を改正する訓令の制定について

◆新旧対照表------ 1

【現 行】

別表第2

学校教育部学務課

字校教育部字務課 事務 教育委員教育長部長専課長専						
	事項	争粉	教育安貝 会決裁	教育長 専決		307A553 SX
1	24 to 7 00 like	(4) 土土の仕事団 上学校五28中学校(以工学)と	云伏枫	导伏	決	決
1		(1) 市立の幼稚園、小学校及び中学校(以下単に				0
	の教育機関					
	の管理に関					_
	する事項	(2) 学校の臨時休業を承認すること。				0
		(3) 学校施設で発生した事故の対応を決定するこ		0		
-	*******			-		
2	0.1.	(1) 学校職員の職務に専念する義務の特例に関す				
	及び学校そ	る条例(昭和30年上尾市条例第28号)第2				
	の他の教育	条の規定により県費負担教職員の職務に専念す				
	機関の職員				_	
	の任免その	ア市立小学校長及び中学校長(以下「学校長」			0	
	他の人事に	という。)				0
	関する事項	イ 学校長以外の職にある者 (職務に専念する				0
		義務を免除する事由が教育委員会が別に定め				
		た場合によるものに限る。)				
		(2) 県費負担教職員の任免その他の進退 (懲戒処				
		分を除く。)に係る内申を行うこと。				
		ア学校長	0			
		イ 学校長以外の職にある者		0		
		(3) 県費負担教職員の懲戒処分に係る内申を行う こと。	0			
		(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律により			0	
		県費負担教職員の部分休業を承認し、又は当該				
		承認を取り消すこと。				
		(5) 学校長の遅参、早退、年次休暇、特別休暇(学			0	
		校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成				
		7年埼玉県教育委員会規則第9号)第12条第				
		1号に規定するものを除く。)、介護休暇及び				
		介護時間を承認すること。				
		(6) 学校長の着任届その他校務報告を受理するこ				0
0	兴 & I F 本 7	と、		<u> </u>		0
3		(1) 学齢簿を編成すること。				0
		(2) 学齢児童及び学齢生徒の就学すべき学校を指				0
	の就学並び	1910-1910 International Control of the Control of t				
	に幼児、児童 及び生徒の	(3) 他市町村の教育委員会と協議し、区域外就学				0
					-	_
		(4) 区域外就学を許可すること。				0
	か返子に関する事項	(5) 就学の義務を猶予又は免除すること。		0		
	プロ事例	(6) 準要保護者に対する学用品費等の援助の決定				0
\Box		をすること。				

【改正後】

別表第2

学校教育部学務課

学校教育部学務課 事務 教育委員教育長部長専課長							
	事項	事務		教育長 専決	部長専 決	課長専 決	
1	学校その他	 (1) 市立の幼稚園、小学校及び中学校(以下単に	云八秋	子人	1/	0	
1	子校での他の教育機関	「学校」という。)における授業日と休業日と					
	の管理に関						
	する事項	(2) 学校の臨時休業を承認すること。				0	
	7	(3) 学校施設で発生した事故の対応を決定するこ		0			
		٤.					
2	教育委員会	(1) 学校職員の職務に専念する義務の特例に関す					
2000	及び学校そ	る条例(昭和30年上尾市条例第28号)第2					
	の他の教育	条の規定により県費負担教職員の職務に専念す					
	機関の職員	る義務を免除すること。					
	の任免その	ア 市立小学校長及び中学校長(以下「学校長」			0		
	他の人事に	という。)					
	関する事項	イ 学校長以外の職にある者(職務に専念する				0	
		義務を免除する事由が教育委員会が別に定め					
		た場合によるものに限る。)					
		(2) 県費負担教職員の任免その他の進退(懲戒処					
		分を除く。)に係る内申を行うこと。					
		ア 学校長	0				
		イ 学校長以外の職にある者		0			
		(3) 県費負担教職員の懲戒処分に係る内申を行う	0				
		こと。					
		(3)の2 地方公務員法第38条第1項の規定により		0			
		県費負担教職員が同項に規定する営利企業を営む					
		ことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、					
		相談員、評議員、参与その他これらに準ずる地位					
		を兼ね、若しくは自ら同項に規定する営利企業を					
		営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することを許可すること。					
		(3)の3 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)		0			
		第17条第1項の規定により県費負担教職員が教					
		育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の					
		事業若しくは事務に従事することを承認するこ					
		٤.					
		(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律により			0		
		県費負担教職員の部分休業を承認し、又は当該					
		承認を取り消すこと。					
		(5) 学校長の遅参、早退、年次休暇、特別休暇(学			0		
		校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成					
		7年埼玉県教育委員会規則第9号)第12条第					
		1号に規定するものを除く。)、介護休暇及び					
		介護時間を承認すること。					
		(6) 学校長の着任届その他校務報告を受理するこ				0	
	N/ 44 In-	٤.					
3		(1) 学齢簿を編成すること。				0	
		(2) 学齢児童及び学齢生徒の就学すべき学校を指				0	
	の就学並び	/C / G - C 0				-	
		(3) 他市町村の教育委員会と協議し、区域外就学				0	
	及び生徒の 入学、転学及	を承諾すること。					
				_		0	
	する事項	(5) 就学の義務を猶予又は免除すること。		0			
	, or 1.2	(6) 準要保護者に対する学用品費等の援助の決定				0	
		をすること。					